

Q 火災等や自然災害などの災害で住宅や家財に損害を受けたときに、税金の軽減や免除を受けられる制度はありますか？

A 税金の軽減や免除を受けられる方法としては、「所得税法」による雑損控除と「災害減免法」による税金の軽減免除の2通りがあり、どちらか有利な方の適用を受けることができます。ただし、どちらの適用を受ける場合でも一定の条件があります。
なお、事業用資産等には、この取扱いはありません。

Q 雑損控除や災害減免法による所得税の軽減免除を受ける場合、軽減免除される金額はどのようにして計算するのですか？

A 雑損控除の場合、次のいずれか多い方の金額が所得控除されます。
(1) (損失の額) - (総所得金額等 × 10%)
(2) (災害関連支出の額) - 5万円
(注) 1. 損失の額とは、住宅や家財の損害額から、共済金などで補てんされる金額を差し引いた金額をいいます。
2. 災害関連支出の額とは、災害により減失した住宅や家財を除去するために支出した金額などをいいます。
また、災害減免法の場合、年間の合計所得金額に応じて所得税が軽減または免除されます。

合計所得金額	軽減または免除される所得税の額
500万円以下	所得税の額の全額
500万円を超え750万円以下	所得税の額の2分の1
750万円を超え1,000万円以下	所得税の額の4分の1

(注) この適用を受けるには、住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の2分の1以上であること、および年間の合計所得金額が1,000万円以下であることが必要です。

Q 雑損控除や災害減免法の適用を受ける手続きには、何が必要ですか？

A 雑損控除や災害減免法による所得税の軽減免除を受けるには確定申告手続きが必要ですが、その際には次の書類等を用意します。
(1) 被害を受けた資産の明細(資産内容、取得時期、取得価額等)がわかるもの
(2) 被害を受けた資産のとりこわし費用、除去費用その他これに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細がわかるものとその領収書
(3) 被害により受け取る共済金、損害賠償金、災害見舞金等の金額がわかるもの
(4) ご自分の所得金額の計算に必要な書類(給与所得の源泉徴収票など)
(5) 印鑑
なお、「罹災証明書」を添付すれば、申告手続きがスムーズに行なわれます。

※以上のQ&Aは一般的なものです。詳しくは最寄りの税務署などへお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、JAまでお問い合わせください。



連絡先

罹災時手続きのご案内 (火災等編)

建物更生共済・火災共済にご加入の皆さまへ



この度の火災による損害につきまして、心よりお見舞い申し上げます。
このご案内は、JA共済の保障内容や共済金のご請求手続きなどの概要についてまとめたものです。
ご一読のうえ、1日も早い復興にお役立ていただければ幸いです。
なお、このご案内の内容について、ご不明な点がございましたら、ご加入先のJAまでお問い合わせください。



はじめに

ご加入されている契約が、建物更生共済か火災共済かをお手元の共済証書、共済約款または重要事項説明書等によりご確認ください。

ご加入されている契約により、保障範囲が異なります。

また、お手元に共済証書がある場合には、それぞれ次の点についても、確かめてみましょう。

建物更生共済にご加入の場合
○契約日
○共済の目的の種類
○動産損害担保特約の有無



火災共済にご加入の場合
○契約日
○共済の目的の種類
○新価特約の有無
○臨時費用担保特約の有無

主な共済用語のご説明

共済の目的	ご契約の対象となる建物や動産をいいます。被共済者の方が所有するものに限ります。
共済価額	共済の目的である建物または動産を金銭に評価した額をいいます。
火災共済金額	共済契約の締結時に共済契約者と組合が約定したお支払いすべき共済金の額の最高限度であり、これにもとづき共済金を算出します。
再取得価額	共済の目的である建物または動産と同一の構造、質、用途、規模、型および能力の建物または動産を再建築または再取得するために要する額をいいます。
時価額	再取得価額から経過年数に応じた減価額を控除した額です。
主契約	共済契約のもっとも基本となる契約部分で、特約を付加する対象となっている主たる部分のことです。
特約	主契約とは別の共済金の支払いを行なうなどのために、主契約に付加することができるものです。
共済約款	「ご契約から共済金等のお支払い・消滅までのとりきめなど」を記載したものです。
共済証書	ご加入いただいた共済金額、共済期間、付加された特約などのご契約内容を具体的に記載したものです。

ご請求手続きの流れ



お客様

J A 共済



事故発生のご通知

被共済者様が、共済の目的について損害が発生したことをお知りになった時点で、現場を保存し、すみやかに J A にご通知いただくことになります。

その際には次の点についても、ご連絡いただきます。

- ① 契約番号
- ② 罹災状況
- ③ 罹災原因

事故調査

共済金の支払いに関する事故調査を実施します。

共済金等の説明

担当者が『共済金請求のご案内』等により、共済金、費用共済金およびご請求に必要な書類についてご説明します。

共済金のご請求

『共済金請求のご案内』に記載されている書類をお取り揃えのうえ、J A までご提出いただけます。

※共済金を請求できるのは、原則として、被共済者様となります。

損害査定

事故調査にもとづき、共済価額・損害額の認定、共済金の支払い可否等の損害査定を実施します。

共済金のお支払い

損害査定結果にもとづき、共済金をお支払いします。
※約款上、共済金をお支払いできない場合もあります。

火災共済金をお支払いする場合

次のいずれかの事故によって、共済の目的に損害が生じたときに、ご加入の共済約款の定めに従い、火災共済金をお支払いします。

①火災



②落雷



③破裂または爆発



④建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊（自然災害によるものを除きます。）



⑤給排水設備に生じた事故または被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故による漏水、放水またはいっ水による水ぬれ（自然災害によるものを除きます。）



⑥盗難による盗取、き損または汚損
※火災共済では、盗難によるき損または汚損となります。



⑦騒じょうその他これに類似する集団行動にともなう暴力行為または破壊行為



建物更生共済では、他にも次のような共済金をお支払いする場合があります。

○傷害共済金

共済の目的について発生した火災等、通貨等の盗難により傷害共済金の対象となる方が傷害を受けた場合で次の支払い事由に該当したときにお支払いします。

- ・ 傷害を受けた日以後200日以内に死亡された場合
- ・ 傷害を受けた日以後200日以内に所定の後遺障害の状態になられた場合
- ・ 傷害を受けた日以後200日以内に10日以上入院して治療を受けられた、または30日以上治療を受けられた場合

※傷害共済金の対象となる方は、被共済者（被共済者が法人の場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）・被共済者の親族・被共済者の使用人・共済証書記載の建物に居住している方です。

○通貨等盗難共済金（主契約の共済の目的が家財、営業用什器備品の場合のみ）

家財を共済の目的とした場合は、共済証書記載の建物内に収容された生活用（営業用什器備品を共済の目的とした場合には営業用）のみの通貨または預貯金証書に盗難による損害が生じた場合にお支払いします。

○持ち出し家財共済金（主契約の共済の目的が家財の場合のみ）

共済の目的である家財のうち、共済証書記載の建物から一時的に持ち出された家財が、日本国内の他の建築物（アーケード、地下道等もっぱら通路に利用されるものを除きます。）内において、火災等によって損害（直接に占有している際に生じた損害に限ります。）が生じた場合にお支払いします。

費用共済金をお支払いする場合

火災共済金とは別に、ご加入の共済約款の定めに従い、次のとおり費用共済金をお支払いする場合があります。

建物更生共済・火災共済共通の費用共済金

損害防止軽減費用共済金

共済の目的について、火災等または火災等の原因が発生した場合に、共済契約者または被共済者が損害の防止または軽減につとめたときは、その防止・軽減に要した次の費用に対して、お支払いします。

- ・ 消火薬剤等の再取得費用
- ・ 消火活動に使用したことにより損傷した物の再取得費用（修繕ができる場合は修繕費用）
- ・ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

失火見舞費用共済金

共済の目的または共済の目的を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発により、他人の所有物について滅失、き損または汚損（煙損害または臭気付着による損害を除きます。）が生じた場合に、それによって生じる見舞金等の費用に対して、お支払いします。

残存物とりかたづけ費用共済金

火災共済金をお支払いする場合に、その事故によって生じた残存物のとりかたづけに必要な費用（とりこわし費用、とりかたづけ清掃費用および搬出費用）に対して、お支払いします。

特別費用共済金

火災等に該当し、その事故によって損害割合が80%以上の損害が生じたときに、仮住まい等にかかる特別な費用に対して、お支払いします。

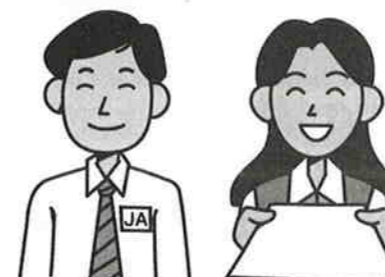
臨時費用共済金（火災共済では臨時費用担保特約を付加した場合のみ）

火災共済金をお支払いする場合に、その事故によって損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、お支払いします。

火災共済のみの費用共済金

地震火災費用共済金

地震、火山の噴火もしくは爆発またはこれらによる津波に起因する火災によって、建物が半焼以上（動産の場合は全焼または収容建物が半焼以上）の損害を受けた場合にお支払いします。



死亡・後遺障害費用共済金（臨時費用担保特約を付加した場合のみ）

共済の目的について発生した火災等により死亡・後遺障害費用共済金の対象となる方が傷害を受けた場合で次の支払い事由に該当したときに、その傷害によって生じた費用に対して、お支払いします。

- ・ 傷害を受けた日以後200日以内に死亡された場合
- ・ 傷害を受けた日以後200日以内に所定の後遺障害の状態になられた場合

※死亡・後遺障害費用共済金の対象となる方は、被共済者（被共済者が法人の場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）・被共済者の親族・被共済者の使用人・共済証書記載の建物に居住している方です。

ご加入の契約と担保される費用共済金

費用共済金	ご加入の契約	建物更生共済	火災共済	火災共済 (臨時費用担保特約付)
損害防止軽減費用共済金		○	○	○
残存物とりかたづけ費用共済金		○	○	○
失火見舞費用共済金		○	○	○
特別費用共済金		○	○	○
臨時費用共済金		○	×	○
地震火災費用共済金		×	○	○
死亡・後遺障害費用共済金		×	×	○

○は担保、×は不担保



罹災後の諸手続きのご案内

火災にかかわる手続き

罹災により必要となる諸手続きの一般的なものをご案内します。必要に応じて、ご活用ください。なお、地域や窓口により、手続きが異なる場合がございますのでご注意ください。

ライフライン

- 電気** 電力会社にご連絡ください。(消防署が電力会社に連絡する場合があります。)電気配線の補修が必要な場合は、電気工事業者に依頼します。
- ガス** ガス会社にご連絡ください。(消防署に通報された場合には、消防署がガス会社に連絡を入れる場合が多いようです。)
- 水道** 全損等のときは、焼残物等のとりかたづけが終わり次第、水道局へ連絡し給水停止(閉栓)等の手続きを依頼します。
- 電話** 電話が故障した場合には、NTTなどのご契約先にご連絡ください。NTTの場合には、113番に連絡します。

消防へのお礼

消防署へのお礼は、原則として必要ありません。地域住民により組織されている消防団の場合は、地域によってお礼状や物品でのお礼が行なわれている場合もあるようです。

焼残物のとりかたづけ

罹災後の焼残物のとりかたづけについては、お住まいの市町村の清掃担当部署または修理業者等にご相談ください。

隣家に類焼させてしまった場合

過失により火災を発生させ、隣家に類焼させてしまった場合でも、故意または重過失がない限りは、不法行為責任(民法709条)にもとづく損害賠償責任は、負わないとされています(失火の責任に関する法律)。
ただし、火災の発生状況などによっては、法律上の賠償責任が発生する場合もあることから、注意が必要となります。
なお、法律上の損害賠償責任はなくとも、ご近所に迷惑をかけてしまった場合には、何らかのかたちでお詫びをした方がよいでしょう。

罹災証明書の取得

罹災証明書は消防署が発行する罹災にあったことを証明する書類で、税金の雑損控除の申請や罹災建物の滅失登記をする際などに必要となります。罹災にあわれた場合には「罹災申告書」(不動産罹災申告と動産罹災申告の2種類があります。)を所轄の消防署に提出し、所定の用紙に必要事項を記入・押印のうえ、申請します。

建物の滅失登記

罹災にともなって建物を取りこわす場合には、翌年以降の固定資産税が課されないために、建物の滅失登記をする必要があります。

郵便局への連絡

罹災にともなって転居する場合は、郵便局に転居届を提出すれば、旧住所宛の郵便物を1年間新住所に転送してもらえます。罹災建物が復旧し、旧住所に戻る場合には、再度、転居届が必要となります。
郵便局に備え付けられている転居届(ハガキ)に新住所と旧住所などをご記入のうえ、投函する方法もあります。

貴重品の紛失・焼失

罹災にあわれた際に、貴重品を紛失・焼失した場合の諸手続きをご案内します。なお、地域や窓口により、手続きが異なる場合がございますので、ご注意ください。

実印(印鑑証明)

実印を紛失または焼失し、あらためて作り直す場合には、新しく実印とする印鑑をご持参のうえ、各市町村の窓口において、印鑑登録の再申請を行ないます。ご本人の写真が貼られている公的証明書(運転免許証やパスポートなど)を提示し、登録料と証明手数料を支払うことにより、印鑑登録証と印鑑証明の交付を受けます。

貯金通帳

貯金口座を開設したJAの窓口に通帳が紛失または焼失した旨を届けます。このとき、ご本人であるかを確認できる書類(運転免許証、健康保険証または住民票など)と印鑑が必要となります。
※JAの貯金通帳以外については、各金融機関にお問い合わせください。

クレジットカード

ご利用のカード会社に連絡してください。紛失や盗難の場合は、第三者に不正に使用されて、損害を被る可能性がありますので、警察にも併せて届け出てください。
再発行手続きについては、カード会社やカードの種類によって手順が異なる場合がありますので、詳しくは、ご利用のカード会社にお問い合わせください。

年金証書・年金手帳

- 年金証書** 社会保険事務所または市町村の窓口で年金証書再交付申請書を提出するか、郵送してください。
- 年金手帳** 社会保険事務所または市町村の窓口で申請手続きをします。

共済証書

JAにご通知のうえ、再発行の手続きをご依頼ください。

罹災時のJA共済の支援について

JA共済応急用仮設住宅貸与サービス

JA共済では、ご契約者様等が所有し居住している住宅が火災または自然災害等により、居住することができなくなった場合に、応急用仮設住宅を8ヵ月間無料で貸し出し、罹災にあわれた方およびその家族の当面の住まいとくらしを支援します。

- ①ご利用いただける方
建物更生共済、火災共済、生命総合共済等のいずれかにご契約の方
※建物更生共済、火災共済では被共済者様も含まれます。
- ②貸与条件
上記ご利用いただける方が所有し、自己の居住の用に供する住宅が、火災等または自然災害により、居住できなくなった場合で、ただちに修理・再建築を行なうこと。
- ③利用の申込み
罹災後30日以内にJAに利用申込書をご提出いただき、申請手続きをします。
※その他所定の要件を満たす方に限ります。詳細はJAにお問い合わせください。